上に関わる指標はあるのか。そのような指標 はなく,女性の全労働時間の長さを解決する 指標もない。

生活改善運動から地域に影響力のある,実力もあるスーパーウーマンが育成されているが,権利意識,人権意識が育っていない。そこには,根強い性別分業意識,トラブル回避,目先の効果,普遍的課題の分離,生活水準の向上等の現実だけでなく,男性意識を変える政策を展開できず,男女平等の生活像を共有できなかった行政の問題もあった。

現在、家族経営協定が推進され、男女間賃金格差解消のための研究会が設けられ、税制・社会保障制度改革が検討され、男女平等認識が浸透する中、バックラッシュも見られる。農水省では「生活改善課」が1990年に「婦人・生活課」となり、2000年には「女性・就農課」「普及課」となり、「生活」の文字が消えた。普及員・専門技術員を合体させた専門員制度が敷かれ、その数の減少が囁かれる中、女性農業者は、必要な支援を何処からどのように得るのだろうか。

(文責 中道仁美)

【循環利用プロジェクト】 特別研究会報告要旨(2003年2月18日)

中国における生態環境と調和した 農業発展の模索について

(中国農業部農村経済研究中心)劉 光明

1.中国における農業環境政策の位置づけ

資源,制度,社会的な要求そして農産物の 需給状況を背景として,現段階の中国におけ る農業環境政策の位置づけを試みる。

2.基本農業政策と農業環境政策との調和

基本政策である「農村と都市との均衡の取れた発展」という中長期社会発展政策および「農業構造調整政策」という農業基本政策との

調和を基本において,代表的な農業環境政策の一つである「退耕還林(草)」政策の分析を行う。

3.現行政策の限界と課題

農業環境政策に示される農業政策およびその施行方法の変化,農業環境政策の抱える問題について検討を試みる。

【農村活性化プロジェクト】 特別研究会報告要旨(2003年2月19日)

日本の有機農業をめぐる法と政策

(埼玉大学)本城 昇

日本の有機農業に対する施策は、表示規制のみが突出し、表示規制以外の施策がほとんど整備されないままの状況にあり、その施策は、総合性を欠いたものとなっている。日本の有機農業の発展は、EUと比べて遅れているが、それは、こうした政策状況が関係している。

日本の農業を農薬・化学肥料多投型に変え た一因は,消費者側が圃場の自然条件や地域 自給を配慮しない食生活の便利さを享受して きたことにある。農産物の生産者と消費者は, 取引によって結ばれているが,相手方の立場 を考慮していないという断絶があり,分断さ れている。消費者側の前記行動は、そうした 分断のあらわれである。農薬・化学肥料の使 用から脱却し,有機農業の発展を図ろうとす るためには,消費者側の協力を得て,この分 断を改善しようとすることが必要である。す でに,環境政策の分野では,廃棄物問題に典 型的に見られるように,最早,関係する当事 者のうち一部の当事者だけに責任を担わせる のではなく,関係する全当事者が役割を分担 し,連携・協力するパートナーシップの形成 が必要であるとされている。この環境問題に おける構図は,正に有機農業政策の分野にも